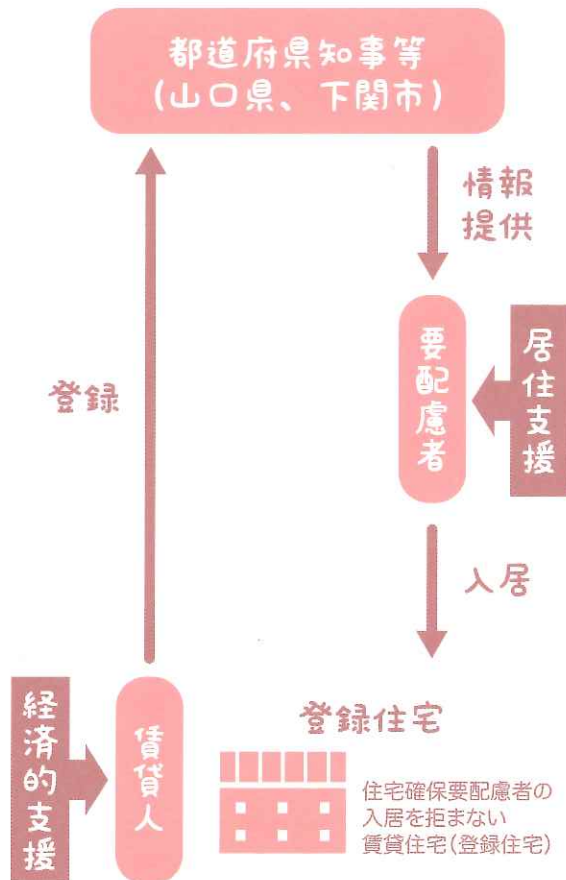


住宅セーフティネット法の改正法が平成29年10月25日に施行され、「新たな住宅セーフティネット制度」が始まっています。この制度は、主に①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅に対する経済的支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援から成り立っています。

新たな 住宅セーフティネット制度



1. 住宅確保要配慮者向け 賃貸住宅の登録制度

- ◆ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録
賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県等に登録
※ 賃貸住宅が下関市以外の市町にある場合は県が登録
- ◆ 登録住宅の情報提供
都道府県等は、登録された住宅の情報を住宅確保要配慮者の方々等へ広く提供
※ 「セーフティネット住宅情報提供システム」上で登録住宅の情報公開

2. 登録住宅に対する経済的支援

- ◆ 改修費に対する補助
登録住宅の一定の改修工事について、国が補助
- ◆ (独)住宅金融支援機構による改修費に対する融資

3. 住宅確保要配慮者に対する 居住支援

- ◆ 居住支援法人の指定
賃貸住宅への入居に係る情報提供、相談、見守りなどの生活支援、入居者への家賃債務保証等の業務を行うNPO法人等を、県が指定
- ◆ 居住支援協議会や居住支援法人による居住支援活動の充実
- ◆ 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付^(※)に係る手続きの整備
※本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと
- ◆ 適正に家賃債務保証を行う事業者の登録制度
一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録し、その情報を広く提供
低額所得者、外国人、被災者など

山口県居住支援協議会事務局
(一社) 山口県宅地建物取引業協会

〒754-0021 山口市小郡黄金町5-16
TEL : 083-973-7111

山口県 土木建築部住宅課

TEL : 083-933-3883

居住にお困りの皆様へ



民間賃貸住宅の居住支援のご案内



居住支援協議会とは

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する人(以下「住宅確保要配慮者」という。)が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう支援策を協議、検討するため、住宅セーフティネット*に基づき、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理者、住宅確保要配慮者に対して居住に関する支援を行う団体など、行政と民間団体で組織する協議団体です。山口県では、山口県居住支援協議会として、平成27年7月14日に設立しています。

*住宅セーフティネット法: 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(公布・施行:平成19年7月6日)

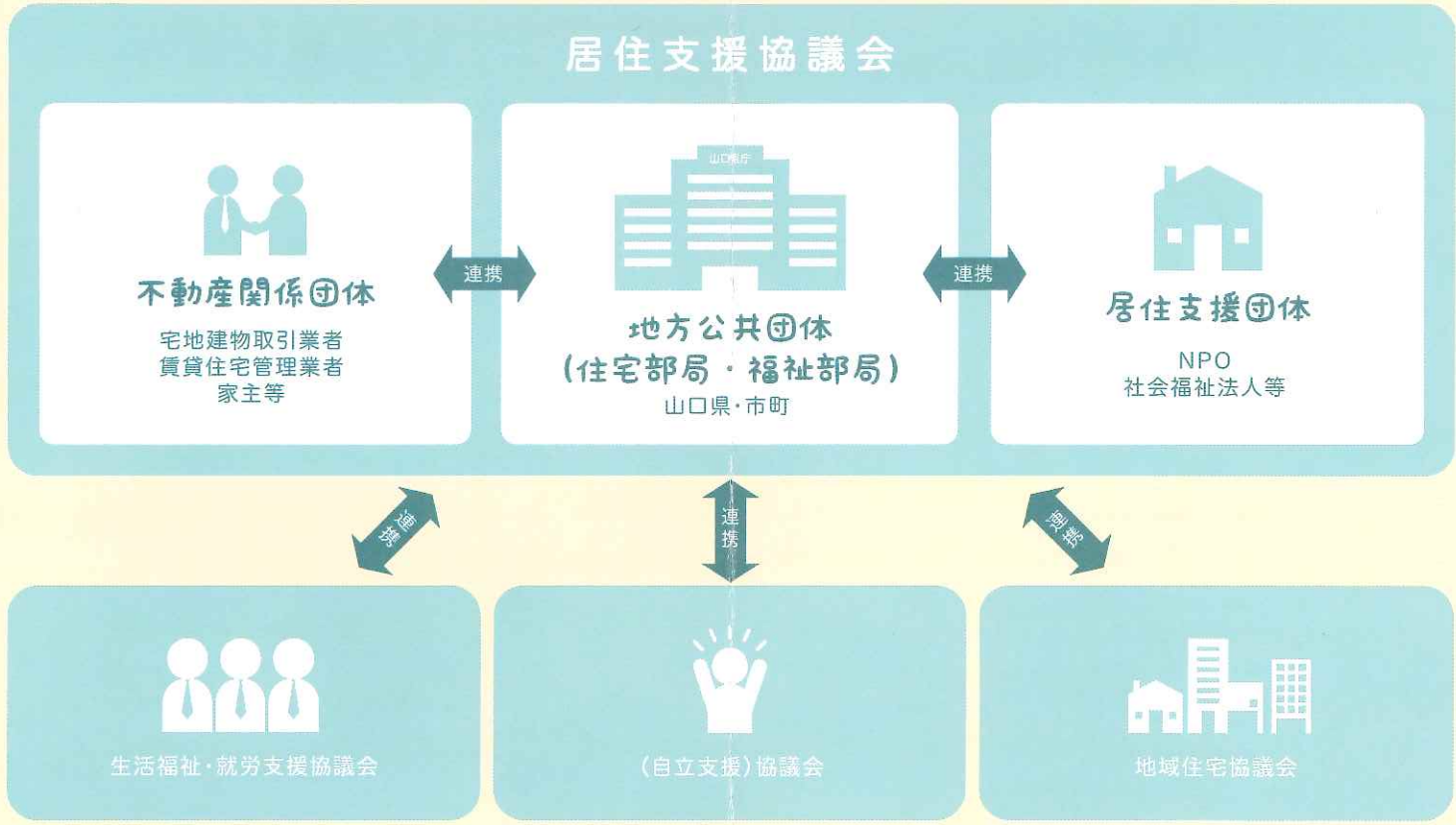
住宅確保要配慮者



山口県居住支援協議会会員

不動産関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ⊕ (一社)山口県宅地建物取引業協会 ⊕ (公社)全日本不動産協会山口県本部 ⊕ 山口県賃貸住宅経営者協会 ⊕ 山口県中央賃貸住宅経営者協会 ⊕ (公社)日本賃貸住宅管理協会山口県支部
居住支援団体	⊕ (社福)山口県社会福祉協議会
市町 13市6町 住宅部局・福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> ⊕ 下関市 ⊕ 宇部市 ⊕ 山口市 ⊕ 萩市 ⊕ 防府市 ⊕ 下松市 ⊕ 岩国市 ⊕ 光市 ⊕ 長門市 ⊕ 柳井市 ⊕ 美祢市 ⊕ 周南市 ⊕ 山陽小野田市 ⊕ 周防大島町 ⊕ 和木町 ⊕ 上関町 ⊕ 田布施町 ⊕ 平生町 ⊕ 阿武町 <p>※住宅確保要配慮者に関する事務を行う部署</p>
山口県 県庁内関係9課	<ul style="list-style-type: none"> ⊕ 住宅課 ⊕ 国際課 ⊕ 人権対策室 ⊕ 厚政課 ⊕ 男女共同参画課 ⊕ 健康増進課 ⊕ 長寿社会課 ⊕ 障害者支援課 ⊕ こども家庭課

活動イメージ



活動内容

山口県居住支援協議会では、次の活動を行います。

- 1 住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃借人に対する情報提供の支援
- 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や居住の安定方策
- 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動など住宅市場の環境整備
- 4 その他協議会の目的を達成するために必要な事業